≪ 定期報告を必要とする建築物・建築設備等の指定概要 ≫

1 神奈川県

（神奈川県所管区域） 逗子市、三浦市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村（21市町村）

（令和8年4月改正）

※ 表中の【床面積】：当該用途に供する部分の床面積の合計

	建 築 物	防火設備	建築設備 （給排水設備は対象外）		
報告周期	原則毎年 ※建築物の維持保全が適切に行われているものについては、次回報告は2年後（《注意点》参照）	毎年	毎 年		
用 途	規模等（いずれかに該当するもの）	随時閉鎖式 常時閉鎖式 （注7）	換気設備	排煙設備 可動防煙壁	非常用照明
劇場 映画館 演芸場	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない ④地階の床面積が100㎡超	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備
観覧場（屋外観覧場は除く） 公会堂 集会場	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超				
ホテル、旅館 病院、有床診療所（注1） 共同住宅（注2） 寄宿舎（注3） 児童福祉施設等（注4）	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超	（いずれかに該当するもの） ①定期報告の対象となる建築物に設置された設備 ②床面積の合計が200㎡超の建築物に設置された設備（随時閉鎖式に限る）			
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（注5）	①3階以上の床面積が100㎡超 ②床面積が2,000㎡以上	定期報告の対象となる建築物に設置された設備			
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗等 料理・飲食店等（注6）	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上 ④地階の床面積が100㎡超				

※ 対象建築物：法別表第一(い)欄に供する部分の床面積の合計が200㎡以下のもの、又は該当する用途が避難階のみにあるものは除く

建築物の用途	（注1）	病院、有床診療所	・2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る
	（注2）	共同住宅	・サービス付き高齢者向け住宅に限る
	（注3）	寄宿舎	・サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る
	（注4）	児童福祉施設等	【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設　・助産所　・盲導犬訓練施設　・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設［（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）、その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター）］ ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム　・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所（利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）
	（注5）	体育館等	・学校に付属するものを除く
	（注6）	料理・飲食店等	・展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店
防火設備	（注7）	随時閉鎖式	・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外
		常時閉鎖式	・各階の主要な防火扉に限る （①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの）

≪注意点≫・建築物の報告周期：提出月は直近の報告を行った日から起算して1年を経過する日の属する月。ただし、既存不適格を除く要是正の指摘がないもの(建築設備・防火設備がある場合はその報告も含む)については、次回の建築物の定期報告は2年以内で県が指定する月となる。